

広陵町自治基本条例項目別論点と事例（参画ブロック）

アミカケ部分は、第6回審議会で各部会にてご審議いただく部分です。

総則・町民・議会首長 検討ブロック		住民自治・参画と協働 検討ブロック		団体自治・行政経営 検討ブロック	
中川部会長（審議会会長）		清水部会長（審議会副会長）		事務局→全体会	
大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目
前文					
総則	目的	情報	情報公開・共有	行政経営	町政運営の原則
	定義		個人情報保護		総合計画
	基本理念		住民自治のあり方・定義		行政組織
	基本原則		住民自治の原則		財政運営
条例	位置づけ(最高規範)、体系化	住民自治	地域自治組織		法務政策
	見直し		基礎的コミュニティ		法令遵守、公益通報
	運用、第三者機関		参加、参画の権利		(情報公開・共有)
町民	町民の権利と役割、責務	参加・参画と協働	参加、参画と協働の制度		(個人情報保護)
	子どもの権利		参画と協働のまちづくり		説明責任、応答責任
	事業者の役割と責務		計画等への参画		広報・広聴、パブリックコメント
	町民投票		審議機関への参画		行政手続
議会	議会の役割、責務		まちづくり活動への支援		行政評価
	議員の役割、責務、倫理		市民公益活動（NPO）	外部監査	
町長	町長の役割、責務、倫理	連携	危機管理		
町職員	町職員の責務、地域参加		国県自治体間連携		
参加・参画と協働	生涯学習		広域連携		
文化のまちづくり	文化振興、文化権、多文化共生				
	地域資源を活かしたまちづくり				

項目	論点	
◆参加、参画の権利	<ul style="list-style-type: none"> ● 意思形成・政策形成から実施過程、評価へのトータルな参画 ● 参画にあたっての条件(不当な差別の禁止、不参加による不利益はない) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民からの提案制度 ● 参画にあたっての町民の責務、熟議の要請 ● 子どものまちづくりへの関わりの機会 ● 町の役割(参加しやすい条件づくり、多様な手法、小さな声を聞く)
	他自治体の条文例	
	<p>【生駒市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。 ・ 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。 ・ 20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。 <p>【丹波市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を持っており、互いの意見を尊重しながら責任ある行動により、まちづくりの推進に努めます。 ・ 市民は、まちづくりへの参加・不参加を理由として不利益を被ることはありません。 <p>【西脇市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、政策の立案、実施、評価及び見直し過程における参画の機会を確保するため、市民生活に重大な影響を及ぼすものについては、別に定めるところにより、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。 <p>【京丹後市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私たち市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 ・ 私たち市民は、まちづくりへの参加に当たり、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 <p>【吉野町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民は、まちづくりの主体としてまちづくりに参画する権利をもっています。ただし、参加、不参加を理由として、不利益をこうむることはありません。 ・ 町民は、まちづくりに参画するにあたっては、互いの意見や活動を尊重しながら、責任ある行動をとるように努めます。 	

項目	論点
◆参加、参画と協働制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民生活に大きな影響をおよぼす計画の策定、条例の制定・改廃、計画の策定、施策の実施にあたっては、町民の意向を反映する仕組み(むしろ、一緒に課題解決を考え、実行する)が必要。 ● 上記のプロセスでの協働の仕組みを示す。 ● 町民のまちづくり活動への町の支援。活動しやすい環境づくり、研修、力量向上の機会づくり、公募型補助金制度。 ● 条例への委任(町民参加条例、参画と協働を進める条例など)。
	他自治体の条例例
	<p>【名張市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。 ・ 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。 <p>【富士河口湖町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行機関は、重要な条例及び計画の策定などに当たり、事前に案を公表し、広く町民から意見を聴き反映するよう努めます。 ・ 執行機関は、町民から提出された意見に対する執行機関の考え方を公表します。 ・ パブリックコメントの実施について必要な事項は、別に定めます。 <p>【三郷市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行機関は、市民等の参加の機会を保障するため、公聴会、説明会、懇話会等の開催、審議会等の公募委員募集、提案書の提出等目的に応じた適切な方法を用いるものとする。 ・ 執行機関は、前項に規定するほか、多様な市民等の参加の方法を積極的に検討し、継続して改善に努めるものとする。 ・ 市民等及び執行機関は、市民等の参加にあたり、互いの意見を十分に尊重しながら、合意形成に努めるものとする。 ・ 執行機関は、市民等が参加できるよう、会議の時間、場所その他開催方法等に配慮するものとする。 <p>【吉野町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町は、町政に関する重要な計画及び条例等(以下「計画等」といいます。)の制定、政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、町民の参加や参画を図るものとします。 ・ 町は、計画等の制定や見直しにあたっては、適切な時期に分かりやすく情報を公開し、町民の意見を募るものとします。 ・ 町は、全各項目において、高齢者や障がいのある人、女性等あらゆる町民に参画の機会を保障するよう努めなければなりません。 ・ 町は、青少年及び子どもがまちづくりについて意見を表明できる機会を設けるように努めます。 ・ 町長等は、町が設置する審議機関等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等の均衡に配慮するとともに、町民から公募した委員を加えるよう努めなければなりません。 ・ 町民及び町は、まちづくりに関する自由な議論が行える場や機会を設定し、町民と町又は町民同士が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよう努めます。

項目	論点
◆ 参画と協働のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政施策の企画立案、実施、評価にあたって参画と協働を原則とする ● 町の役割、責務。町民の役割 ● 協働の機会の拡大 ● 情報提供・共有、学習の機会の提供 ● 拠点施設(機能)の整備
	他自治体の条用例
	<p>【生駒市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。 ・ 市民は、まちづくりへの参画にあたっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。 <p>【丹波市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりは、年齢、性別、国籍、障がいのあるなし等の違いを超えてお互いに理解し、尊重し合いながら共に生きていくという考え方に基づいて行わなければならない。 ・ 市民は、まちづくりにあたっては、公共の福祉、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。 ・ 市は、参画と協働を推進するにあたっては、市民の自主性を尊重しなければならない。 <p>【名張市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。 ・ 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。 ・ 市民(コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。)及び市議会並びに市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。 ・ 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。 ・ 市は、協働のまちづくりを進めるに当たり、多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。 <p>【吉野町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民は、まちづくりに参画するにあたっては、互いの意見や活動を尊重しながら、責任ある行動をとるよう努めます。 ・ 町は、町民の自主性を尊重しながら、参加、参画と協働のまちづくりを推進しなければならない。 ・ 町は、公共的な課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう適切な措置を講じるとともに、町民同士及び町と町民が協働して取り組む機会の拡充に努めなければならない。 ・ 町民及び町は、相互に協働しようとするときは、対等な関係を維持し、目的や役割分担を明らかにした上で過程を大切にしながら、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。

項目	論点
◆ 計画、 審議機関 への参加	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定にあたっては、企画立案段階からの参画を進め、オープンな議論を行う。 ● 参加にあたっては、地域、年齢、性別のバランスの取れたものとし、障がい者等の当事者にかかわる案件には当事者の参画も求める。 ● 原則としてすべての審議会等に公募の町民を参加させる、その方法についても言及する。 ● 審議会等の原則公開(会議、資料、議事録等)を示す。
	他自治体の条文例
	<p>【丹波市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長等は、総合計画をはじめとする市政に関する重要な計画及び条例等(以下「計画等」といいます。)の制定にあたり、意見を表明するなど市民が参画する機会を設けなければなりません。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。 2 市長等は、前項の規定により政策の立案、実施及び評価の各段階において、継続的かつ多様な手段で市民の参画がなされるよう適切な措置を講じるものとします。 3 市長等は、計画等を市民にはかるときは、適切な時期に、わかりやすく情報を提供し、パブリックコメント、アンケート調査、説明会や公聴会の開催等多様な方法を提供するとともに、市民同士で意見交換ができる場の提供等の支援を行わなければなりません。 <p>【大和郡山市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行機関は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 2 審議会等の会議及び会議録は、公開を原則とする。 <p>【西脇市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、政策の立案、実施、評価及び見直し過程における参画の機会を確保するため、市民生活に重大な影響を及ぼすものについては、別に定めるところにより、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければなりません。 2 市は、前項の規定により市民に意見を求めるときは、パブリックコメント、アンケート調査、公聴会の開催等適切な方法で実施するものとします。この場合において、市民に対して十分な情報を提供するとともに、適当な周知期間を設けなければなりません。 3 市民は、市に意見を提出するとき、市民間で討議を行うよう努めるものとします。 4 市は、前項の規定による討議を促進するため、情報及び意見交換の場の提供等を行うよう努めるものとします。 ・ 執行機関は、審議会等の委員の選任にあたっては、市民の多様性に配慮した委員構成に努めるとともに、原則として委員の全部又は一部を市民から公募するものとします。 2 執行機関は、審議会等の会議について、法令等に定めのあるものを除き、原則として公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表するものとします。

項目	論点
◆まちづくり活動への支援・市民公益活動(NPO)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に限定されずに(地域から世界まで)、ある社会課題の解決を図る町民による自主的な活動(市民(町民)公益活動、NPOの活動)。 ● 有志によるボランティア活動、サークル活動等も、公益活動を行う限り含まれる。 ● 地縁的自治活動(自治会、区等)とともにまちづくりの重要な担い手である。 ● 定義と要件(町民の自発的、自主的な公益活動)を明確にする。 ● 行政の関わり(支援や協働の対象等)を明らかにする。 ● 支援策、活動の促進策の方向を示す。 ● 業務の委託、協働の実施を通して、公共サービスの担い手としての成長も期待できる。
	他自治体の条文例
	<p>【丹波市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、自発的かつ自主的な意志に基づき、広く市民生活の向上を目的とする非営利で公益的な活動(以下「市民公益活動」といいます。)を立ち上げ、又は参加することにより新しい公共の担い手として活動することができます。 2 市民公益活動は、多様な主体と積極的に協働し社会的課題の解決に向け行動するよう努めるものとします。 3 市は、市民公益活動の役割と主体性を尊重するとともに、研修の実施並びに情報及び活動拠点の提供その他活動を促進するために適切な措置を講じなければなりません。 4 市民公益活動の促進に関する必要な事項は、別に条例で定めます。 <p>【大和郡山市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、自治会等の地域活動団体及びボランティア、NPO等の目的別非営利活動団体の行う市民公益活動に関心を持ち、積極的な参画を通じ、地域の課題を共有し、解決に向け行動するよう努めるものとする。 2 市は、自発的かつ自主的に行われる市民公益活動を尊重するとともに、人材育成、物資、情報の提供等その活動を推進するための適切な支援を講じなければならない。 3 市民は、一定のまとまりのある地域内において、地域活動団体を中心とする多様な主体により構成される市民公益活動を行う組織を結成することができる。 <p>【吉野町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民は、社会的課題の解決やまちづくりのために自発的かつ自主的に行われる非営利の町民公益活動に関心を持ち、尊重します。 2 町民は、自ら町民公益活動を行う団体を形成し、又は参加することができます。 3 町民公益活動団体は、多様な主体と積極的に協働して社会的課題の解決やまちづくりのために活動するよう努めます。 4 町は、町民公益活動団体の役割と主体性を尊重するとともに、別に定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じるものとします。 <p>【西脇市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、参画と協働による市政を推進するため、情報及び学習の機会を提供するとともに、必要な制度及び施策を講ずるものとします。